平成２５年（再ロ）第１００１１号

東京都狛江市和泉本町１丁目36番３―607号

再生債務者　菊地　史子

1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月６日から平成25年12月27日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第２号

大津市清風町35番７号

再生債務者　奥村　敏明

1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月６日から平成25年12月13日まで

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００５２号

東京都府中市四谷１―16―41

再生債務者　渡部　忠臣

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月７日まで

平成25年10月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号

岡山県倉敷市東塚４丁目８番56号

再生債務者　井上　信二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月15日まで

平成25年10月25日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２５年（再ロ）第３号

山梨県甲府市愛宕町388番地４

再生債務者　佐藤　　仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月22日まで

平成25年10月25日

甲府地方裁判所民事部破産係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成25年11月５日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科・領域）及び番号

(1)　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
平24高一第2197号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　平成25年３月31日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地

加藤　寛人　千葉県

4　失効年月日

平成25年10月23日

5　失効の理由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　下野新聞
掲載の日付　平成二十五年六月二十七日
掲載頁　十八頁

(乙)　掲載紙　下野新聞
掲載の日付　平成二十五年六月二十九日
掲載頁　二十八頁

平成二十五年十一月五日
栃木県宇都宮市平出工業団地一九番地八
(甲)　東野交通株式会社
代表取締役　伊藤　克俊

栃木県宇都宮市平出工業団地一九番地八
(乙)　東野観光株式会社
代表取締役　伊藤　克俊

合併公告

左記会社は合併してAはB、C、D、E及びFの権利義務全部を承継して存続し、B、C、D、E及びFは解散することにいたしました。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月二十四日
掲載頁　六十貢（号外第二〇六号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月二十四日
掲載頁　六十貢（号外第二〇六号）

平成二十五年十一月五日
横浜市中区桜木町一丁目一番地八
(甲)　アンクラージャパン株式会社
代表取締役　中村　泰三

横浜市中区桜木町一丁目一番八号
(乙)　株式会社ｓａｆｅｌｏｃｋ
代表取締役　澁谷　隆之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十一月五日
福井県福井市月見五丁目四番四号
(甲)　ＫＹＣＯＭホールディングス株式会社
代表取締役　小林　勇雄

富山県砺波市鷹栖六二七番地の二
(乙)　有限会社北陸芦栄システムズ
代表取締役　小林　勇雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月五日
掲載頁　十五貢（号外第七十四号）

平成二十五年十一月五日
長野県塩尻市大字宗賀二番地
(甲)　塩尻昭和株式会社
代表取締役　大王　宏

長野県大町市大町六八五〇番地
(乙)　信州昭和株式会社
代表取締役　金沢　修

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の塩尻事業所管轄事業に関する権利義務を承継しこれをそれぞれ乙に承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月五日
掲載頁　十八貢（号外第七十四号）

平成二十五年十一月五日
長野県塩尻市大字宗賀二番地
(甲)　塩尻昭和株式会社
代表取締役　大王　宏

長野県大町市大町六八五〇番地
(乙)　信州昭和株式会社
代表取締役　金沢　修

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月五日
大阪府豊中市北桜塚二丁目一番七号
(A)　合同会社フクチ
代表社員　山際　健治

大阪府大阪市西成区玉出中二―四―一八
(B)　合同会社ロック
代表社員　勝三　彦

大阪府大阪市中央区瓦町一―六―一―三
(C)　合同会社順華
代表社員　智子　家

大阪府大阪市中央区瓦町一―六―一―二
(D)　合同会社素材三
代表社員　育子

兵庫県西宮市東山台三―三―一四
(E)　合同会社日＆Ｔ
代表社員　中小路美千子

大阪府羽曳野市高鷲八―二七
(F)　合同会社テリア
代表社員　南方千佳代